

旬な業界情報をいち早くお届け！

ANZEN NEWS

グリーンだより Vol.23

2017年5月発行

最新設備の導入は**今がチャンス**です！ ご存知ですか？ **中小企業経営強化税制**

2017年4月より「中小企業経営強化税制」が新たに施行されました。当制度では経営力向上計画に基づき設備を取得した中小企業者に対し、**即時償却**または**税額控除**といった優遇措置を受けることができます。当税制を活用し、賢く設備投資を行いましょう！

資本金3,000万円以下の企業の場合

簡易フローチャート

1 経営力向上計画を策定

経営目標等を記載する計画書の策定が必要です。

2 生産性向上設備を導入

一定の要件を満たした生産性向上設備が対象です。

3 優遇措置が受けられます！

要件に基づき申請を行うと、設備導入にかかる税務負担が軽減できます！
詳細については裏面をご覧ください。

即時償却
100%

または

税額控除
10% ※

※資本金3,000万円超1億円以下の場合7%

4 生産性 & 経営力向上を実現！

お得に設備投資ができた！



対象設備一例
※2017年4月1日以降納入分が対象

制度概要（A類型：生産性向上設備）

対象者	資本金1億円以下～3,000万円超の中小企業	資本金3,000万円以下の中小企業または個人事業主
適用期間	2017年4月1日～2019年3月31日納入分	
優遇措置	即時償却 100% または 税額控除 7%	即時償却 100% または 税額控除 10%
手続き要件	① 経営力向上計画の認定 ：生産性向上のための計画書。運輸局に認定を受ける必要があります。 ② 性能証明書の取得 ：工業会より発行される機器の性能を証明する書類。	

平成28年度終了「生産性向上設備投資促進税制」との違いとは？

- ①対象者が**中小企業等**に限定
- ②**対象設備が拡充**（器具備品単品30万円合計120万円以上→単品30万円以上）
- ③申請には「**経営力向上計画**」の策定・認定が必要

対象設備について

- ①～④の要件を満たす生産性向上設備であることが条件となります。
- ①**生産性が年平均1%以上向上する設備**であること
 - ②**中古資産・貸付資産**でないこと
 - ③**最低取得価格要件**を満たしていること
 - ④**販売開始年度条件**を満たしていること

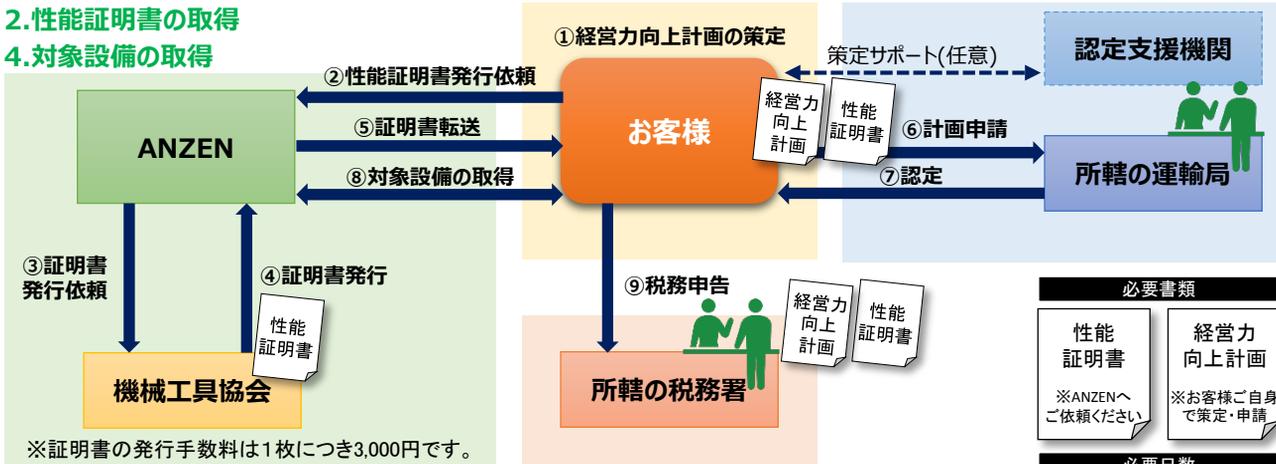
対象設備は一例です。詳細については、ANZENへお問い合わせください！

分類	器具備品	機械装置												
販売開始年度	6年以内	10年以内												
金額	単品30万円以上	単品160万円以上												
詳細	<table border="1"> <tr> <th>車検機器</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>・ヘッドライトテスター ・BS/ABSテスター ・サイドスリップテスター ・オバシメーター ・排気ガステスター ・車検システム</td> <td>・ホイールバランサー ・アライメントテスター</td> </tr> </table>	車検機器	その他	・ヘッドライトテスター ・BS/ABSテスター ・サイドスリップテスター ・オバシメーター ・排気ガステスター ・車検システム	・ホイールバランサー ・アライメントテスター	<table border="1"> <tr> <th>乗用車用リフト</th> <th>大型車用リフト</th> <th>洗浄機器</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>・アルネオリフト ・フォーマリフト ・ステイタスリフト ・ファンタスリフト ・トータスリフト</td> <td>・ツインパワーリフト ・テストリフト ・フロアリフト ・モバイルコラムリフト</td> <td>・門型洗車機</td> <td>・タイヤチェーンジャー ・アルカリイオン水生成システム ・荷重試験装置</td> </tr> </table>	乗用車用リフト	大型車用リフト	洗浄機器	その他	・アルネオリフト ・フォーマリフト ・ステイタスリフト ・ファンタスリフト ・トータスリフト	・ツインパワーリフト ・テストリフト ・フロアリフト ・モバイルコラムリフト	・門型洗車機	・タイヤチェーンジャー ・アルカリイオン水生成システム ・荷重試験装置
車検機器	その他													
・ヘッドライトテスター ・BS/ABSテスター ・サイドスリップテスター ・オバシメーター ・排気ガステスター ・車検システム	・ホイールバランサー ・アライメントテスター													
乗用車用リフト	大型車用リフト	洗浄機器	その他											
・アルネオリフト ・フォーマリフト ・ステイタスリフト ・ファンタスリフト ・トータスリフト	・ツインパワーリフト ・テストリフト ・フロアリフト ・モバイルコラムリフト	・門型洗車機	・タイヤチェーンジャー ・アルカリイオン水生成システム ・荷重試験装置											

申請の流れ

- 1.対象設備の選定
- 2.性能証明書の取得
- 4.対象設備の取得

3.経営力向上計画の策定・認定



5.税務申告・優遇措置の適用

必要書類	
性能証明書 ※ANZENへご依頼ください	経営力向上計画 ※お客様ご自身で策定・申請
必要日数	
②～⑤完了まで約3週間	⑥～⑦完了まで約1ヶ月



ご注意ください！

- ✓ 【性能証明書の取得】と【経営力向上計画の申請】は、原則設備取得前に行ってください。
- ✓ **設備を取得した後に申請を行う場合は、取得後60日以内に所轄の運輸局へ計画申請を行い、受理される必要があります。**
- ✓ 経営力向上計画に重度の不備がある場合は、受理されない、または手続きが長期化する可能性があります。申請をお考えのお客様は、充分余裕を持ってご準備ください。
- ✓ 実際のご利用にあたりましては、必ず税理士などの専門家へご相談ください。

経営力向上計画について

設備投資により事業の生産性を向上させるための計画書で、お客様ご自身で策定していただく必要があります。策定した計画書を所管大臣（自動車整備業の場合は所轄の運輸局）に申請・認定されることにより、各種税制措置等を受けることができます。

経営力向上計画の策定に
お悩みの方へ朗報！



「認定支援機関」が計画策定を強力サポート！

経営力向上計画の策定にあたっては、任意で金融機関・税理士・コンサルタント等の「認定支援機関」によるサポートを受けることができます。

詳しくはこちら



認定支援機関

検索

お問い合わせ先

中小企業経営強化税制

経営力向上計画

に関するお問い合わせ

中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL : 03-3501-1957 (平日9:30～12:00、13:00～17:00)

HP : <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

詳しくはこちら



中小企業等経営強化法

検索

性能証明書

対象機器

に関するお問い合わせ

最寄りの支店または営業所まで
お問い合わせください！



ANZEN 〒108-0023 東京都港区芝浦4-16-25
安全自動車株式會社 TEL(03)5441-3412 FAX(03)5441-8848
ANZENホームページ <http://www.anzen.co.jp>

札幌支店 釧路営業所 仙台支店 盛岡営業所 関東支店 水戸営業所 新潟営業所 東京支店 千葉営業所 名古屋支店 金沢営業所 大阪支店 岡山営業所 高松営業所 福岡支店 南九州営業所	札幌市中央区南19条西3-2-21 TEL(0154)24-0161(代)	仙台市宮城野区日の出町2-2-8 TEL(019)637-8711(代)	郡山営業所 TEL(022)236-1211(代)	宇都宮営業所 TEL(024)942-5311(代)	宇都宮出張所 TEL(048)447-6881(代)	高崎出張所 TEL(028)635-8821(代)	高崎出張所 TEL(027)384-3001(代)	横浜営業所 TEL(03)5441-3413(代)	横浜営業所 TEL(045)391-9913(代)	名古屋市中区金山5-12-3 TEL(076)248-0499(代)	静岡営業所 TEL(052)871-1811(代)	大阪市西淀川区御幣島2-1-14 TEL(06)6472-0361(代)	岡山営業所 TEL(086)434-0259(代)	広島営業所 TEL(082)832-3630(代)	福岡市東区多の津3-7-7 TEL(092)623-4646(代)	沖繩営業所 TEL(098)876-3873(代)	南九州営業所 TEL(096)370-7011(代)	沖繩営業所 TEL(0263)45-2181(代)
---	--	---	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	---------------------------------------	------------------------------	---	------------------------------	------------------------------	--------------------------------------	------------------------------	-------------------------------	------------------------------

(株)松本安全 松本市大村383-11